

# 業務改善助成金のご案内

## (中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金)

### 中小企業事業主(\*1)の皆さまの賃金改善 の取組を助成金で支援します

#### 支給の要件

- ・ 事業場内で最も低い時間給を4年以内に800円以上とする計画を作り、1年目に40円以上引き上げること(\*2)
- ・ 賃金引上げに資する設備・機器の導入や就業規則の改正など業務改善を行い費用を支払うこと(\*3)

#### 問い合わせ 申請先

宮崎労働局労働基準部賃金室

#### 支給額

上記業務改善(\*3)の経費の2分の1  
(下限5万円～上限100万円)



\*1 中小企業事業主とは、次の表の「業種」に応じて「資本金の額又は出資の総額」又は「常時使用する企業全体の労働者数」のいずれか一方の要件を満たす事業主のことです

業 種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する企業全体の労働者数
一般産業(下記以外)	3億円以下の法人	300人以下
卸売業	1億円以下の法人	100人以下
サービス業	5,000万円以下の法人	100人以下
小売業	5,000万円以下の法人	50人以下

\*2 例: 事業場内で最も低い時間給が700円の場合

現在 ⇒	1年目⇒	2年目⇒	3年目⇒	4年目
700円⇒	740円⇒	760円⇒	780円⇒	800円

\*3 業務改善に関する経費とは、POS レジシステムの導入のためのパソコン・サーバー等の機器の購入、洗濯機・紙折り機・運搬機・食品加工機・スポットクーラー・データ管理のソフトの導入等、店舗の改装、新規機械操作の教育研修訓練、就業規則・賃金制度改善のための社会保険労務士やコンサルタントの費用などが該当します

詳しくは、**宮崎労働局賃金室** までお気軽にお問合せください

Tel 0985-38-8836

〒880-0805 宮崎市橋通東3丁目1-22宮崎合同庁舎2F